

令和7年第4回  
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

## 令和7年第4回教育委員会定例会議事日程

令和7年4月23日（水）  
午後4時30分 開会  
多賀城市役所北庁舎5階 502会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告

日程第4 議事

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 臨時代理事務<br>報告第5号 | 臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題専門<br>委員会委員の人事）    |
| (2) 臨時代理事務<br>報告第6号 | 臨時代理の報告について（多賀城市学校給食セン<br>ター運営審議会委員の人事） |
| (3) 臨時代理事務<br>報告第7号 | 臨時代理の報告について（多賀城市立図書館運営審<br>議会委員の人事）     |
| (4) 臨時代理事務<br>報告第8号 | 臨時代理の報告について（多賀城市スポーツ推進審<br>議会委員の人事）     |
| (5) 議案第10号          | 多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について                 |
| (6) 議案第11号          | 多賀城市立中学校における休日の部活動について                  |
| (7) 議案第12号          | 多賀城市学校ICT構想計画「多賀城市スマートス<br>クール」について     |

日程第5 その他

## 諸 般 の 報 告

令和7年第3回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

### ■教育総務課関係

3月31日、同日付けで退職となる依願退職者2名及び併任期間満了1名に辞令を交付しました。

4月1日、同日付けの人事異動に伴う辞令交付式を行い、新規採用4名、再任用任期更新3名、配置換等11名、任期延長2名、併任1名、昇任昇格2名の計22名に辞令を交付しました。

同日、小中学校教職員の人事異動等に伴い、小学校41名、中学校22名の合計63名が本市に着任しました。

4月2日、教職員服務宣誓式及び第1回全教職員研修会を開催しました。

4月8日に小学校、4月9日に中学校で入学式が滞りなく執り行われました。

今年度の新入学生は小学校で541名（前年比10名増）、中学校で520名（前年比53名減）となっております。

4月10日、「令和7年度第1回仙台管内教育委員会教育長会議」が宮城県仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

4月14日、「令和7年度宮城県市町村等教育委員会総務担当課長会議」が宮城県庁で開催され、教育委員会事務局次長が出席しました。

4月21日、「令和7年度宮城県都市教育長協議会総会」が富谷市で開催され、教育長が出席しました。

4月25日、市立中学校4校で体育祭を開催予定です。

### ■生涯学習課関係

4月3日、「令和7年度多賀城市青少年育成センター青少年補導員新年度説明会、情報交換会」を開催しました。青少年の健全な育成を目的とした巡回に当たっての注意点などを説明し、意見交換及び情報共有を行いました。

4月17日、「青色防犯パトロール実施者講習会」を行いました。塩釜警察署生活安全係長の相原豊氏を講師として招き、青色防犯パトロールについて学びました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和7年4月16日現在)

○文化センター (指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
3月15日	共催事業「がーまるちよばシネマティック・コメディー」	250名	市会
3月15日～ 4月5日 (全5回)	主催事業「たがぶん自習室」	計6名	中会
3月18日	主催事業「たがぶん×山響 音楽アウトリーチ」 午前の部：すくっぴーひろば 午後の部：図書館	計186名	市図
3月22日	主催事業「回廊冬」	100名	市会
3月19日～ 30日 (全3回)	主催事業「ピアノで遊ぼう」	計35名	市会

○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
3月23日	和室子ども映画会「まんが日本昔ばなし」、「あらいぐまラスカル」を上映	29名	中公

○山王地区公民館

開催事業なし

○大代地区公民館 (指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
3月11日～ 4月13日 (全11回)	地域交流事業「集いの広場 (体育館開放)」	計56名	大公

3月30日	地域交流事業「ケアブレンドカフェ」 講師：NPO法人ケアブレンド、東北学院大学学生、ハンドメイド作家養成工房受講者	60名	大公
-------	--	-----	----

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
3月12日	「赤ちゃんヨガとプチ離乳食講座」 講師：ベビーマッサージ・ベビーマッサージ指導者 川村恵理香氏	8名	市図
3月15日	「みんなでつくるチョークアートの世界」 講師：チョークアートアーティストYUU. CONNECT氏	145名	市図
3月16日	「おとなの読書大学 資産運用の始め方」 講師：本のソムリエ 二本柳保氏	3名	市図
3月18日	「たがぶん×山響 音楽アウトリーチプロジェクト2024」 講師：山形交響楽団	51名	市図
3月19日・ 4月2日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	計12名	市図
3月21日	「夜活 1日の終わりにYOGA教室」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子氏	8名	市図
3月22日	「キッズクラフト「パタパタちょうちょ」」	20名	市図
3月27日	「おやこが笑顔になるベビーマッサージとふれあい遊び」 講師：チャイルドケアスペシャリスト 遠藤しのぶ氏	10名	市図
4月6日	「図書館探検 館長と巡る図書館ツアー」	5名	市図
4月12日	「出会える1冊クロストーク」	4名	市図
4月13日	「みんなで楽しむボドゲの日」	7名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
3月13日～ 4月14日 (全4回)	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	計3名	総体
3月16日・ 4月20日	社会体育事業「おとなの朝活（朝ヨガ）」	計14名	総体
3月16日	社会体育事業「おとなの朝活（朝トレ）」	11名	総体

3月23日～ 4月11日 (全3回)	地域スポーツ指導者派遣事業	計86名	市内
4月15日～ 22日 (全3回)	地域スポーツ指導者派遣事業	-名	市内
3月15日～ 4月12日 (計9回)	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」	計346名	山公 大公 市会 ヘルス
4月17日～ 23日 (計4回)	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」	-名	山公 大公 市会 ヘルス

【凡例】

中公：中央公民館      山公：山王地区公民館      大公：大代地区公民館  
市会：市民会館      市図：市立図書館      総体：総合体育館  
ヘルス：シルバーヘルスプラザ

令和7年4月23日提出

多賀城市教育委員会  
教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第5号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）  
第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規  
定により報告する。

令和7年4月23日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）  
第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和7年3月31日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について  
このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和7年3月31日	小野 敬弘	宮城県多賀城高等学校校長
解職	令和7年3月31日	片平 美絵	宮城県仙台保健福祉事務所地域保健福祉部母子・障害第二 班主幹（班長）

多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿

任期：令和6年5月1日～令和8年4月30日

NO	氏名	現職等	条例による位置付け	備考
1	小野 敬弘	宮城県多賀城高等学校長	教育関係	解職
2	星山 純一郎	多賀城小学校学校運営協議会準備会委員	教育関係	
3	佐々木 正範	青少年健全育成多賀城市民会議会長	教育関係	
4	伊藤 佑紀	弁護士	法律関係	
5	齋藤 昭雄	人権擁護委員	法律関係	
6	石井 アケミ	医師	医療関係	
7	片平 美絵	宮城県仙台保健福祉事務所地域保健福祉部母子・障害第二班主幹（班長）	医療関係	解職
8	平泉 拓	臨床心理士	心理関係	
9	中川 恵子	社会福祉士	福祉関係	
10	齊藤 健輔	精神保健福祉士	福祉関係	

○委員の構成

教育関係	法律関係	医療関係	心理関係	福祉関係	計
3	2	2	1	2	10

～多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（抜粋）～

第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会

（設置）

第6条 法第14条第3項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第7条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第8条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。



臨時代理事務報告第6号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和7年4月23日提出

多賀城市教育委員会  
教育長 麻生川 敦

## 臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定に基づき臨時に代理する。

令和7年3月31日

多賀城市教育委員会  
教育長 麻生川 敦

多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について  
このことについて、下記のとおり解職する。

### 記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和7年3月31日	阿部 欽一	東豊中学校 校長
解職	令和7年3月31日	三塚 隆洋	多賀城東小学校 校長
解職	令和7年3月31日	千葉 雅弘	山王小学校 校長
解職	令和7年3月31日	江部 美佐子	多賀城八幡小学校 校長
解職	令和7年3月31日	高橋 知子	宮城県塩釜保健所環境衛生部技術副参事兼総括次長

多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿

任 期：令和5年7月1日～令和7年6月30日

No.	氏 名	規 則 区 分 職	役 職 名	備 考
1	みづづか たかひろ 三塚 隆洋	1号 市立学校の校長	多賀城東小学校長	解 職
2	ちば まさひろ 千葉 雅弘	1号 市立学校の校長	山王小学校長	解 職
3	えべ みさこ 江部 美佐子	1号 市立学校の校長	多賀城八幡小学校長	解 職
4	たなか けん 田中 謙	1号 市立学校の校長	多賀城中学校長	
5	あべ よしかず 阿部 欽一	1号 市立学校の校長	東豊中学校長	解 職
6	ほしやま じゅんいちろう 星山 純一郎	2号 児童生徒の保護者	多賀城小学校 父母教師会長	
7	すずき ゆきや 鈴木 幸也	2号 児童生徒の保護者	天真小学校 父母教師会長	
8	かとう ゆきえ 加藤 千恵	2号 児童生徒の保護者	城南小学校 父母教師会長	
9	くりやま あつし 栗山 篤史	2号 児童生徒の保護者	第二中学校 父母教師会長	
10	まつもと はるか 松本 春香	2号 児童生徒の保護者	高崎中学校 父母教師会長	
11	たかはし ともこ 高橋 知子	3号 関係行政機関の 代表者	宮城県塩釜保健所 環境衛生部技術副参事 兼総括次長	解 職
12	かのう さえこ 叶 佐江子	4号 学識経験者	塩釜地区薬剤師会 薬剤師	
13	かわむら だい 川村 大	4号 学識経験者	仙台農業協同組合 多賀城支店長	



臨時代理事務報告第7号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和7年4月23日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

## 臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和7年3月31日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市立図書館運営審議会委員の人事について

このことについて、下記のとおり解職する。

### 記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和7年3月31日	市岡 良庸	多賀城小学校校長
解職	令和7年3月31日	佐々木 しのぶ	第二中学校教諭
解職	令和7年3月31日	佐藤 和寛	宮城県図書館企画管理部長

## 多賀城市立図書館運営審議会委員名簿

任期 令和6年6月1日～令和8年5月31日

NO	氏名	職	条例による位置付け	備考
1	市岡 良庸	多賀城小学校校長	学校教育関係者	解職
2	田中 謙	多賀城中学校校長	学校教育関係者	
3	佐々木 詩	天真小学校教諭	学校教育関係者	
4	佐々木 しのぶ	第二中学校教諭	学校教育関係者	解職
5	島内 久美子	東北学院幼稚園長	学校教育関係者	
6	五代儀 良子	多賀城市社会教育委員	社会教育関係者	
7	佐藤 和寛	宮城県図書館企画管理部長	社会教育関係者	解職
8	宮城 裕子	図書館ボランティア	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	
9	佐々木 優美	家庭文庫主宰	学識経験者	
10	渡辺 豊	元毎日新聞記者	その他教育委員会が必要と認める者	

### ○委員の構成

学校教育関係者	5
社会教育関係者	2
家庭教育の向上に資する活動を行う者	1
学識経験者	1
その他教委員会が必要と認める者	1
計	10

### ～ 多賀城市立図書館運営審議会条例(抜粋) ～

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育に関係する者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。



臨時代理事務報告第8号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和7年4月23日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

## 臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和7年3月31日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について

このことについて、下記のとおり解職する。

### 記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和7年3月31日	酒井 智紀	高崎中学校長

## 多賀城市スポーツ推進審議会委員名簿

任期 令和5年6月1日～令和7年5月31日

※令和5年7月1日～令和7年5月31日

NO.	氏名	現職等	条例による位置付け	備考
1	天 野 和 彦	東北学院大学教授	学識経験者	
2	永 田 秀 隆	仙台大学教授	学識経験者	
3	渡 辺 圭 佑	宮城学院女子大学助教	学識経験者	※
4	酒 井 智 紀	高崎中学校長	関係行政機関職員	解職
5	石 山 恵	多賀城中学校教諭	関係行政機関職員	
6	古 川 祥 枝	多賀城市民スポーツクラブ職員 事業運営グループリーダー	関係行政機関職員	
7	青 島 大 輔	株式会社 activebody 代表取締役	教育委員会が必要と認める者	
8	阿 部 福 次	多賀城市スポーツ協会顧問	教育委員会が必要と認める者	
9	和 泉 匡 倫	多賀城市民スポーツクラブ指導者	教育委員会が必要と認める者	
10	齋 藤 繁 夫	多賀城市スポーツ少年団本部長	教育委員会が必要と認める者	

### ○委員の構成

学識経験者	3
関係行政機関職員	3
教育委員会が必要と認める者	4
計	10

### ○多賀城市スポーツ推進審議会条例(抜粋)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。



議案第10号

多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和7年5月1日	大宮司 昭倫	宮城県多賀城高等学校長
委嘱	令和7年5月1日	熊谷 和幸	宮城県仙台保健福祉事務所 地域保健福祉部母子・障害 第二班次長（班長）

令和7年4月23日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

議案第10号関係資料

多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿

任期 令和6年5月1日～令和8年4月30日

氏名	現職等	条例による位置付け
大宮司 昭倫	宮城県多賀城高等学校長	教育関係
浅野 憲隆	学校運営協議会委員	教育関係
佐々木 正範	青少年健全育成多賀城市民会議会長	教育関係
伊藤 佑紀	弁護士	法律関係
鈴木 たけの	人権擁護委員	法律関係
石井 アケミ	医師	医療関係
熊谷 和幸	宮城県仙台保健福祉事務所 地域保健福祉部母子・障害第二班次長（班長）	医療関係
平泉 拓	臨床心理士	心理関係
中川 恵子	社会福祉士	福祉関係
齊藤 健輔	精神保健福祉士	福祉関係

○委員の構成

教育関係	法律関係	医療関係	心理関係	福祉関係	計
3	2	2	1	2	10

～多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（抜粋）～

第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会

（設置）

第6条 法第14条第3項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第7条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第8条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

議案第 1 1 号

多賀城市立中学校における休日の部活動について

このことについて、下記のとおり決定する。

記

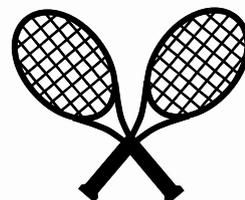
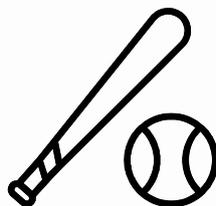
令和 9 年度に中学校 3 年生が部活動を引退して以降、多賀城市立中学校における休日の部活動は行わないこととする。

令和 7 年 4 月 2 3 日提出

多賀城市教育委員会

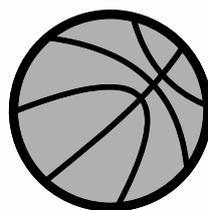
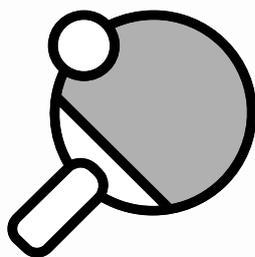
教育長 麻生川 敦





# 多賀城市 部活動地域教育プロジェクト

～みんなで創る生徒の輝ける場・あなたらしい選択を～



令和 7 年 6 月

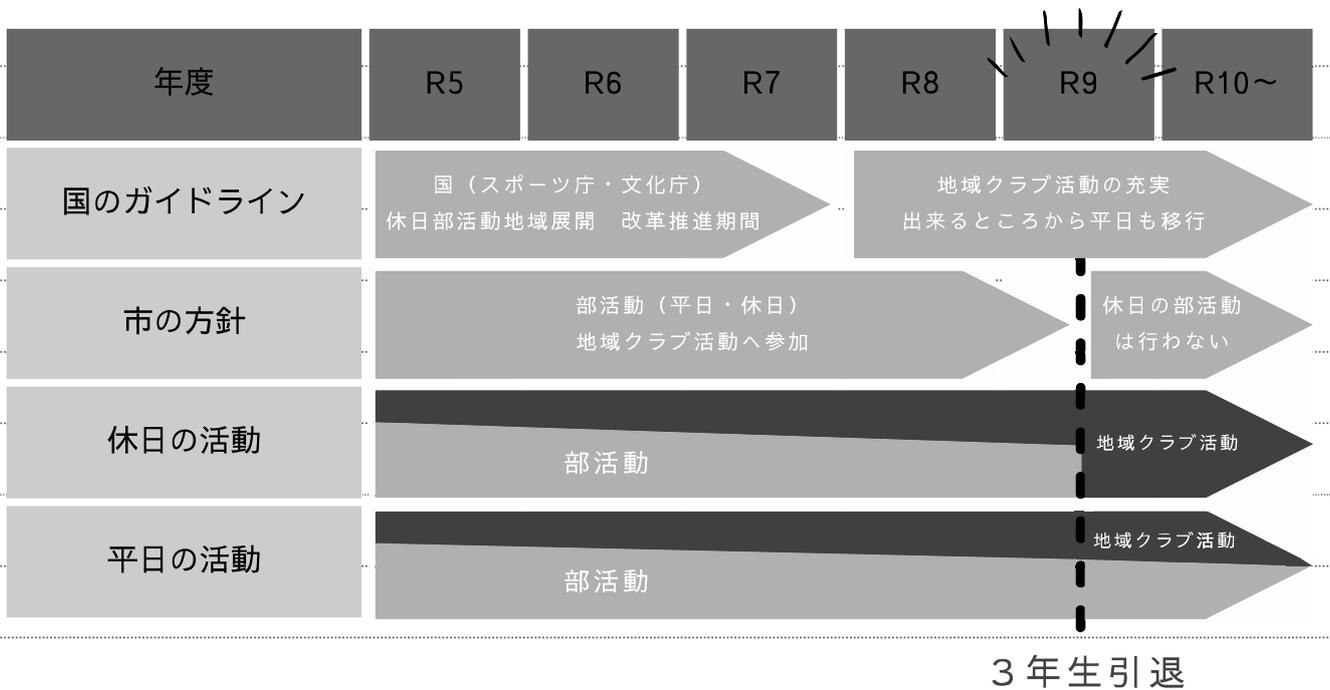
多賀城市部活動地域教育プロジェクト検討協議会



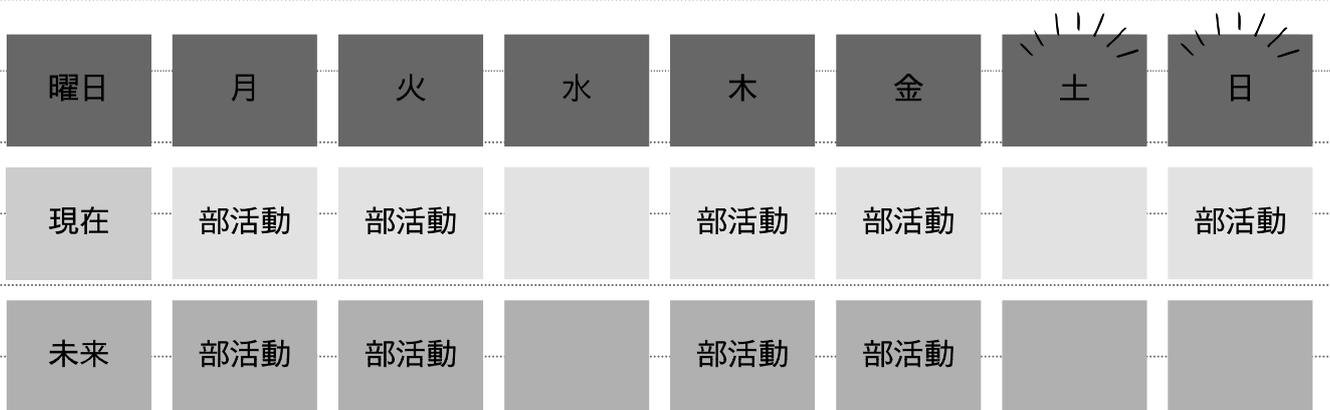
# 多賀城市の方針

「休日の部活動は令和9年度の3年生引退まで！」

## ロードマップ



## イメージ図



## 部活動と地域クラブ活動の整理

	学校部活動	地域クラブ活動
法的な区分	学校教育法	社会教育法
	スポーツ基本法・文化芸術基本法	
運営	学校	地域のスポーツ 文化芸術団体
指導者	教員・部活動指導員(顧問) 外部指導者	地域の指導者
活動場所	学校施設	社会教育施設・学校施設
活動の対象	学校の生徒	学校の生徒に限らず、 地域住民すべてが対象
ケガの際の保険	学校の保険 (日本スポーツ振興センター)	任意の保険

### Point!! なぜ部活動改革が必要なのですか？

「少子化の進行」と「働き方改革」が挙げられます。

「少子化の進行」により、単独の中学校では大会に出場できない状況や、在籍する生徒数の減少により部活動の設置数も少なくなり、学校に生徒がやりたい部活動を設置できないなどの状況が見られ始めています。

また、「働き方改革」では、以前から教員の長時間勤務の原因の一つに部活動の従事時間が挙げられ、その削減が求められていました。顧問となる教員が経験したことのない部活動を指導することも、大きな負担とされています。

部活動の地域展開は、地域の子供は学校を含めた地域で育てるという考えのもと、子供のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、より良い授業・より良い指導を具現化するための教員の自己研鑽・学校全体のスキルアップの時間を生み出し、学校教育の質や創造性の向上にも資することから必要になっています。

※ 出典

「部活動の地域移行についてのQ & A 公立中学校向け(令和7年1月31日版)」宮城県教育庁保健体育安全課・生涯学習課」を一部加工



## よくある質問にお答えします！



**Q1** 部活動の地域展開（地域移行）とは何ですか？

**A1** 学校だけで部活動として行ってきた活動を、地域との連携により生徒が学校の枠を超えて活動するものです。



**Q2** 地域展開すると、どうなりますか？

**A2** まずは休日（土曜日・日曜日・祝日）の中学校の部活動を行わないこととします。  
希望するお子さんは、休日に「地域クラブ（地域団体）」等で活動することができます。  
（休日に活動をしなくても問題はありません。）  
なお、平日の部活動は、これまでどおり行われます。



**Q3** いつから休日の部活動がなくなりますか？

**A3** 令和9年度に中学3年生の子どもたちが部活動を引退することをきっかけとして、運動部・文化部ともに、休日の部活動を行わないこととします。休日に開催される試合への出場などについては、令和9年度に向けて検討しているところです。



**Q4** 地域クラブ（地域団体）とは、こういったものですか？

**A4** 地域クラブ（地域団体）は、民間のスクール、総合型地域スポーツクラブ、文化芸術団体、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、大学、高校、サークルなど、地域で活動している様々な団体をいいます。



Q5 地域クラブ（地域団体）を知る方法がありますか？

A5 中学生が参加することができる地域クラブ（地域団体）の情報を「見える化」してお知らせする予定ですので、休日の活動を選ぶ際に参考にしてください。

〈地域クラブ（地域団体）の情報〉

- ・種目 ・団体名 ・活動内容 ・活動場所 ・活動時間
- ・所属人数 ・出場大会 ・会費 ・指導者数 ・保険加入など



Q6 地域クラブの活動でも、中体連関係の大会や各種発表会・コンクール等に参加できますか？

A6 以下の通りです。

【スポーツ団体】

地域クラブが前年度内に県中体連へ必要な登録申請の手続きを行い、要件を満たしていれば参加できます。

【文化芸術団体】

各種発表会、コンクール等への参加については、それぞれ所属する団体によって要件が異なりますので、所属団体に確認する必要があります。



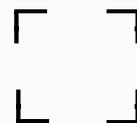
Q7 地域クラブの活動に必要な費用はどうなりますか？

A7 学校の部活動でも、活動に対する費用負担は御自身で負担いただいていた。

地域クラブでも同様に活動に対する経費は御自身で負担いただきます。

例えば、クラブ運営費、指導者謝金、施設使用料、任意保険料等が考えられます。

本プロジェクトの取組状況やよくある質問など随時更新しますので、  
二次元バーコードからホームページをご覧ください。  
また、掲載してほしいQ & Aがございましたら問い合わせ先まで  
ご連絡ください。



**【問い合わせ先】**

多賀城市教育委員会事務局

**(計画全般に関すること)**

教育総務課

TEL:022-368-5022

**(地域クラブ・地域団体に関すること)**

生涯学習課

TEL:022-368-2445

議案第 1 2 号

多賀城市学校 I C T 構想計画「多賀城市スマートスクール」  
について

このことについて、別紙のとおり策定する。

令和 7 年 4 月 2 3 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

## 議案第12号関係資料

### 多賀城市学校ICT構想計画「多賀城市スマートスクール」について

#### 1 計画策定の背景

- ・本市では、「夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり」を教育の基本方針に掲げた第2期多賀城市教育振興基本計画を策定している。
- ・また、多賀城市の学校教育運営方針では、めざす子供の姿として掲げた「未来社会を創造できる力」の育成を図るため、デジタル・シチズンシップの授業づくりを行い、未来を拓く教育を推進している。
- ・また、文部科学省が掲げたGIGAスクール構想のもと、ICTを活用し、児童生徒が自ら学び、課題を解決する力を育成するための学習環境を整備し、未来社会で求められる能力を身につけた人材の育成が求められている。
- ・このことから、本市では、ICTを活用した児童・生徒の「個別最適な学び」及び「協働的な学び」の充実並びに教職員の「業務負担軽減」及び「児童・生徒と向き合う時間の確保」による教育のより一層の充実を図るため、「多賀城市学校ICT構想計画」を策定し、児童・生徒が情報社会における生きる力の育成を目指している。

#### 2 計画策定に係るスケジュール

- ・令和7年4月17日 行政経営会議にて付議（報告済）
  - 同年4月23日 教育委員会にて付議
  - 同年5月26日 校長会にて周知
- 以降、市ホームページへ掲載

#### 3 計画書について

別紙のとおり